合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの	任組合若しくは有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四十八条第二号の規定に基づき、同法を実施するため、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

経済産業大臣　梶山　弘志

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令

（目的）

第一条　この省令は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第三条に定める基本理念にのっとり、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して産業競争力の強化を図るためには、我が国の事業者が、他の事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることにより高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を促進することが重要であることに鑑み、法第四十八条第二号に規定する国内外における経営資源活用の共同化に関する調査の適切な実施を確保し、もって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において、「経営資源活用共同化推進事業者」とは、特定事業活動を行う株式会社その他これに類する者として経済産業大臣が告示で定める者をいう。

２　この省令において、「特別新事業開拓事業者」とは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第二条第二号又は第三号に定める者をいう。

３　前二項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

（経営資源活用の共同化に関する調査）

第三条　経済産業大臣は、法第四十八条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。

一　経営資源活用共同化推進事業者が、イ又はロに掲げる者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した株式の額（当該株式が当該経営資源活用共同化推進事業者と特殊の関係のある組合として経済産業大臣が告示で定めるものの組合財産である場合には、当該株式の額に当該組合の組合員たる当該経営資源活用共同化推進事業者による出資の金額の合計の当該組合の総組合員による出資の金額の総額に占める割合を乗じて得た額とする。）がそれぞれイ又はロに定める額以上である場合における、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動（当該株式の取得が純投資目的に該当するものその他の株式投資として経済産業大臣が告示で定めるものに該当する場合を除く。）

イ　特別新事業開拓事業者（規則第二条第二号の者のうち内国法人に限る。）　一億円（経営資源活用共同化推進事業者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当する者である場合には、一千万円）

ロ　特別新事業開拓事業者（規則第二条第二号の者のうち外国法人に限る。）　五億円

二　経営資源活用共同化推進事業者が、前号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行う特定事業活動

三　経営資源活用共同化推進事業者が、第一号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う、資料又は情報の提供その他の必要な協力であって、前号の特定事業活動に係るもの

四　経営資源活用共同化推進事業者が第一号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う、当該特別新事業開拓事業者の事業運営における重要な役割を担うことが期待される者の出向又は派遣

五　経営資源活用共同化推進事業者と特別新事業開拓事業者との間における技術上の秘密又は技術上のデータの保持に係る契約

２　経済産業大臣は、前項の調査を行った場合には、必要に応じて同項各号に掲げる事項の実施の状況について評価を行い、当該調査の結果を公表するものとする。

（経営資源活用の共同化に関する事項の証明の申請）

第四条　経営資源活用共同化推進事業者は、前条第一項第一号から第三号に掲げる事項の実施の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、当該告示で定めるところにより、経済産業大臣の証明を受けることができる。

２　経営資源活用共同化推進事業者は、前号の規定による証明を受けた場合であって、前条第一項第一号の事業活動により取得した株式をその取得の日から一年以上継続して保有する場合、当該株式の保有が前項の基準に適合することについて、毎年度、経済産業大臣の証明を受けることができる。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

○国土交通省令第三十八号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住宅建設瑕疵担保責任保険契約の内容の基準） **第一条**　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第六号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　法第二条第六項第二号イの規定による損害の塡補の内容が、同号イに規定する建設業者に生じた損害の額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を控除した残額に百分の八十を乗じた額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額を塡補するものであること。 イ・ロ　（略）	（住宅建設瑕疵担保責任保険契約の内容の基準） **第一条**　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項第六号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　法第二条第五項第二号イの規定による損害のてん補の内容が、同号イに規定する建設業者に生じた損害の額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を控除した残額に百分の八十を乗じた額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額をてん補するものであること。 イ・ロ　（略）